



三重県公報

令和8年10月27日（火）

第 766 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
58	林業種苗法施行細則の一部を改正する規則	(森林・林業経営課)	3
	告 示		
646	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	7
647	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	7
648	生活保護法の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	7
649	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	7
650	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	8
651	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	8
652	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	8
653	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの指定の辞退	(同)	8
654	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障 が い 福 祉 課)	9
655	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	9
656	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	9
657	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	10
658	家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の交付	(畜 産 課)	10
659	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治 山 林 道 課)	10
660	同件	(同)	12
661	同件	(同)	12
662	同件	(同)	13
663	同件	(同)	13
	公 告		
	農用地利用集積等促進計画の認可	(担 い 手 支 援 課)	14
	同件	(同)	15
	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	15
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	16
	同件	(同)	16
	同件	(同)	16

公共測量を実施する旨の通知
都市計画の図書の写しの縦覧

(公 共 用 地 課) 17
(都 市 政 策 課) 17

特 定 調 達 公 告

落札者を決定した旨

(広 聴 広 報 課) 17

規 則

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和八年十月二十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十八号

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則
林業種苗法施行細則（昭和四十六年三重県規則第七号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<div>(種苗の証明申請書)</div> <div>第四条 法第二十条第二項の規定による申請は、種苗証明申請書（第二号様式）によらなければならない。</div> <div>第五条・第六条（略）</div>	<div>(表示書)</div> <div>第四条 法第十八条第一項ただし書の書面は生産事業者表示書（第二号様式）に、同条第二項ただし書の書面は配布事業者表示書（第三号様式）によるものとする。</div> <div>(種苗の証明申請書)</div> <div>第五条 法第二十条第二項の規定による申請は、種苗証明申請書（第四号様式）によらなければならない。</div> <div>第六条・第七条（略）</div>

第一号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 2 条関係）

生産事業者講習会受講申込書

年 月 日

三重県知事 宛て

申 込 者 住 所
ふりがな
氏 名
生年月日

下記のとおり林業種苗法第10条第 3 項第 3 号イの規定による講習会の講習
を受けたいので申し込みます。

記

- 1 受講希望年月日
- 2 受講希望場所

第二号様式及び第三号様式を削り、第四号様式を次のように改め、同様式を第二号様式とする。

第2号様式（第4条関係）

種 苗 証 明 申 請 書

三重県知事 宛て

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

登録番号

林業種苗法第20条第2項の規定による証明を受けたいので下記のとおり申請します。

記

指定採取源の種類及び指定番号	種 類	指定番号
証 明 区 分		
樹 種 及 び 数 量	樹 種	数 量 本 (kg)
証明に係る種苗生産行為の開始年 月 日		
種苗生産事業の場 所		

監 査
 市の職員が、公衆の健康を害する。

告 示

三重県告示第 646 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 8 年 10 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
よっかいち心身クリニック	四日市市西浦 2 丁目 4-5 ロイヤル東海西浦 101	令和 8 年 10 月 1 日
宇治眼科	四日市市高角町 1556 番地 1	令和 8 年 9 月 1 日
いど胃腸科クリニック	伊勢市一志町 6 番 7 号	令和 8 年 9 月 1 日
きせ腎泌尿器科・かんぼうクリニック	桑名市赤尾 2027 番地 2	令和 8 年 9 月 1 日
ひだまりメンタルクリニック	鈴鹿市野村町字道喜 163-1	令和 8 年 9 月 1 日
ゆめが丘クリニック	伊賀市ゆめが丘四丁目 2 番地 2	令和 8 年 9 月 1 日
ポピー訪問看護ステーション	伊勢市小俣町湯田 44 番地	令和 8 年 9 月 1 日

三重県告示第 647 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 10 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
きせ腎泌尿器科・かんぼうクリニック	桑名市赤尾 2027 番地 2	令和 8 年 8 月 31 日
宇治眼科	四日市市高角町 1556-1	令和 8 年 8 月 31 日
ひだまりメンタルクリニック	鈴鹿市野村町字道喜 163-1	令和 8 年 8 月 31 日
いど胃腸科クリニック	伊勢市一志町 6-7	令和 8 年 8 月 31 日
いせ在宅医療クリニック	伊勢市御園町高向 927	令和 8 年 4 月 30 日
ゆめが丘クリニック	伊賀市ゆめが丘 4-2-2	令和 8 年 8 月 31 日

三重県告示第 648 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和 8 年 10 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所 在 地	辞退年月日
むらい耳鼻咽喉科	津市大字藤方字米垣内 1237	令和 8 年 10 月 1 日
こむらデンタルクリニック	松阪市船江町 471-1	令和 8 年 10 月 3 日

三重県告示第 649 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 8 年 10 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所 在 地	変 更 後 の 名 称 等	変更年月日
岩田歯科医院	員弁郡東員町大字大木 1948-1	名称：東員にじいろ歯科・矯正歯科	令和8年5月1日
ぱんだ薬局	名張市桔梗が丘 5-9-1812-11	名称：調剤薬局なばり	令和8年10月1日

三重県告示第 650 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和8年10月27日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
よっかいち心身クリニック	四日市市西浦2丁目4-5 ロイヤル東海西浦 101	令和8年10月1日
宇治眼科	四日市市高角町 1556 番地 1	令和8年9月1日
いど胃腸科クリニック	伊勢市一志町 6 番 7 号	令和8年9月1日
きせ腎泌尿器科・かんぼうクリニック	桑名市赤尾 2027 番地 2	令和8年9月1日
ひだまりメンタルクリニック	鈴鹿市野村町字道喜 163-1	令和8年9月1日
ゆめが丘クリニック	伊賀市ゆめが丘四丁目 2 番地 2	令和8年9月1日
ポピー訪問看護ステーション	伊勢市小俣町湯田 44 番地	令和8年9月1日

三重県告示第 651 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和8年10月27日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所 在 地	変 更 後 の 名 称 等	変更年月日
岩田歯科医院	員弁郡東員町大字大木 1948-1	名称：東員にじいろ歯科・矯正歯科	令和8年5月1日
ぱんだ薬局	名張市桔梗が丘 5-9-1812-11	名称：調剤薬局なばり	令和8年10月1日

三重県告示第 652 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和8年10月27日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
きせ腎泌尿器科・かんぼうクリニック	桑名市赤尾 2027 番地 2	令和8年8月31日
宇治眼科	四日市市高角町 1556-1	令和8年8月31日
ひだまりメンタルクリニック	鈴鹿市野村町字道喜 163-1	令和8年8月31日
いど胃腸科クリニック	伊勢市一志町 6-7	令和8年8月31日
いせ在宅医療クリニック	伊勢市御菌町高向 927	令和8年4月30日
ゆめが丘クリニック	伊賀市ゆめが丘 4-2-2	令和8年8月31日

三重県告示第 653 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和8年10月27日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所 在 地	辞退年月日
むらい耳鼻咽喉科	津市大字藤方字米垣内 1237	令和8年10月1日
こむらデンタルクリニック	松阪市船江町 471-1	令和8年10月3日

三重県告示第 654 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 8 年 10 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 年 月 日
2450100496	ソーシャルディライト株式会社	三重県桑名市寿町一丁目 15 番地 905 号	放課後等デイサービス ウィズ・ユー 九華公園前	桑名市三之丸 117 番地	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 8 年 10 月 1 日
2450100504	社会福祉法人明健福祉会	三重県桑名市駅元町 10 番地	児童発達支援事業所 たいりん	桑名市東方 301 番地 4	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	令和 8 年 10 月 1 日
2450201260	I N T E R B R I D G E 株式会社	岐阜県美濃加茂市中部台八丁目 12 番地 13	S m i l l i n g B r i d g e I	四日市市大字塩浜 61 番地 1	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 8 年 10 月 1 日
2451300277	合同会社な一ず	三重県名張市桔梗が丘六番町一街区 23 番地	たんぼぼ	名張市桔梗が丘六番町一街区 23 番地	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 8 年 10 月 1 日
2450700659	株式会社アクティブ	三重県津市高茶屋小森上野町 1118	アクティブスター	松阪市内五曲町 140-2	児童発達支援	令和 8 年 10 月 1 日
2450700667	株式会社 W i z a r d	三重県松阪市小舟江町 8 番地 12	はるく	松阪市中道町 489 番地 8	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 8 年 10 月 1 日

三重県告示第 655 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 10 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃 止 年 月 日
2450200726	MM生活センター株式会社	愛知県名古屋市中東区一社 3-82 アサヒビル 2A	へマケア四日市	四日市市富士町 8-66	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 8 年 9 月 30 日
2450300674	合同会社 W L	三重県鈴鹿市中江島町 18 番 20 号	ボカボカ	鈴鹿市南若松町 476 番地	放課後等デイサービス	令和 8 年 9 月 30 日

三重県告示第 656 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 8 年 10 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 年 月 日
2412220465	一般社団法人心理社会的リハビリテーション・星心会	三重県四日市市山城町 59 番地 4	金斗雲	三重郡菰野町田光 1801-165	居宅介護	令和 8 年 10 月 1 日

2410504084	合同会社ウイステリア	三重県津市久居北口町 2724 番地 5	ヘルパーステーションしらふじ	津市藤方 2268 番地 2 アメニティ八幡田 B 棟 5 号室	居宅介護、重度訪問介護	令和 8 年 10 月 1 日
2410801340	特定非営利活動法人アロカ	三重県伊勢市古市町 97 番地	生活介護アロカ	伊勢市小俣町元町 1069 番地	生活介護	令和 8 年 10 月 1 日
2410202994	株式会社四氣	三重県四日市市日永二丁目 1 番 10 号	就労移行支援事業所 L i n o	四日市市日永二丁目 1 番 10 号	就労移行支援	令和 8 年 10 月 1 日
2410203000	合同会社あゆみ舎	三重県四日市市浜一色町 17 番 2 号	あゆみ舎	四日市市滝川町 20-10	就労継続支援 A 型	令和 8 年 10 月 1 日
2410504076	株式会社プレサージュ	三重県津市高洲町 23 番 25 号	海音事業所	津市柳山津興 319 番地 5	就労継続支援 B 型	令和 8 年 10 月 1 日
2421200649	G I V E N E S S & C o . 株式会社	奈良県大和高田市東中二丁目 10 番 18 号	C h a p t e r	伊賀市上野丸之内 144-2	共同生活援助	令和 8 年 10 月 1 日

三重県告示第 657 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 10 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2411000033	特定非営利活動法人あいあい	三重県尾鷲市矢浜一丁目 15 番 45 号	在宅ケアグループあいあい	尾鷲市矢浜一丁目 15 番 45 号	行動援護、同行援護	令和 8 年 10 月 1 日
2410701243	合同会社大黒屋藤兵衛	三重県松阪市川井町 268 番地 3	ヘルパーステーションおあしす	松阪市大塚町 27 番 5	重度訪問介護	令和 8 年 9 月 30 日
2410300780	独立行政法人国立病院機構	東京都目黒区東が丘二丁目 5 番 21 号	独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院	鈴鹿市加佐登 3 丁目 2 番 1 号	療養介護	令和 8 年 9 月 30 日
2411400308	社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会	三重県いなべ市北勢町阿下喜 2624 番地 2	オレンジ工房あげき 短期入所事業所	いなべ市北勢町阿下喜 2624 番地 2	短期入所	令和 8 年 9 月 30 日
2411200203	社会福祉法人維雅幸育会	三重県伊賀市緑ヶ丘南町 3948 番地 16	ふっくりあふウス	伊賀市緑ヶ丘南町 3948-16	自立訓練（生活訓練）	令和 8 年 9 月 30 日
2410202408	株式会社フィオキュリ	三重県四日市市日永二丁目 1 番 10 号	希望の集 ひなが	四日市市日永二丁目 1 番 10 号	就労移行支援	令和 8 年 9 月 30 日
2420202059	一般社団法人心理社会的リハビリテーション・星心会	三重県四日市市山城町 59-4	梁山泊	四日市市山城町 59-4	共同生活援助	令和 8 年 9 月 30 日

三重県告示第 658 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号の規定により、次のとおり種畜証明書を交付しました。

令和 8 年 10 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

「次」は省略し、関係書類（臨時種畜検査名簿）を三重県農林水産部畜産課に備え置いて縦覧に供します。

三重県告示第 659 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条第 3 項の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不明のため通知することができないので、同法第 189

条の規定により、その通知の内容を亀山市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 8 年 10 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

大森 鶴正

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市加太板屋字北谷 4957

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

林野 哲也

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市関町沓掛字野々畑ケ谷 813 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

福島 正

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市関町沓掛字野々畑ケ谷 813 の 2、813 の 3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び亀山市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 660 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条第 3 項の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を熊野市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 8 年 10 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 通知することができない者の氏名

西村 禮門

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市五郷町桃崎字カタブキ 1078 の 1、1078 の 2、1079 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 661 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条第 3 項の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を紀北町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 8 年 10 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 通知することができない者の氏名

柴田 和郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町馬瀬字市兵衛広 202、203

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 662 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条第 3 項の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を紀北町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 8 年 10 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 通知することができない者の氏名

松場 義尚

2 通知の要旨

（1） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町上里字火ノ谷 367 の 1、367 の 2、368 の 1、368 の 2、382

（2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 663 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条第 3 項の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を紀北町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 8 年 10 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

東 真美

2 通知の要旨

（1） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町小浦字小籠 128 の 2

（2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

加藤 進

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町三浦字大瀬 591 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

平野 貴之

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町十須字大河内 636 の 17、636 の 27 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 8 年 10 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	賃借権の設定等を受ける土地の筆数
松阪市	6 筆
伊勢市	1 筆
玉城町	29 筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 8 年 10 月 27 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 8 年 10 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地の筆数
いなべ市	338 筆
鈴鹿市	159 筆
亀山市	1 筆
朝日町	87 筆
津市	285 筆
松阪市	699 筆
多気町	282 筆
明和町	790 筆
伊勢市	412 筆
志摩市	12 筆
玉城町	7 筆
伊賀市	51 筆
名張市	657 筆
熊野市	5 筆
御浜町	7 筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 8 年 10 月 27 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 10 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ぎゅーとら ラブリー明和店・ジップドラッグ有爾中店

多気郡明和町養村 207 番地 ほか

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名または名称	代 表 者 氏 名	住 所
オリックス株式会社	代表執行役 井上 亮	東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号

(変更後)

氏名または名称	代 表 者 氏 名	住 所
オリックス株式会社	代表執行役 高橋 英丈	東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名または名称	代 表 者 氏 名	住 所
株式会社ぎゅーとら	代表取締役 清水 秀隆	三重県伊勢市西豊浜町 655 番地 18 号
株式会社ココカラファインヘルスケア	代表取締役 塚本 厚志	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17 番 6 号

(変更後)

氏名または名称	代 表 者 氏 名	住 所
株式会社ぎゅーとら	代表取締役 清水 秀隆	三重県伊勢市西豊浜町 655 番地 18 号
株式会社ココカラファインヘルスケア	代表取締役 岡澤 隆弘	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17 番 6 号

3 変更年月日

(1) 令和 8 年 6 月 23 日

(2) 令和 7 年 4 月 1 日

4 変更理由

(1) 代表者の変更によるもの

(2) 代表者の変更によるもの

5 届出の日

令和 8 年 10 月 6 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 10 月 27 日から令和 9 年 3 月 1 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和 8 年 10 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和 8 年 10 月 6 日から令和 9 年 3 月 19 日まで

3 作業地域

鳥羽市及び志摩市

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 10 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和 8 年 9 月 3 日から令和 9 年 3 月 24 日まで

3 作業地域

松阪市田村町及び同市岡本町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 10 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

- 2 作業期間
令和8年11月2日から令和9年3月29日まで
- 3 作業地域
度会郡南伊勢町船越

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県志摩建設事務所長から通知がありました。

令和8年10月27日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（数値図化測量）
- 2 作業期間
令和8年10月13日から令和9年5月24日まで
- 3 作業地域
志摩市大王町波切、同市大王町畔名、同市大王町名田及び同市大王町船越

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、桑名市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和8年10月27日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類
桑名都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年10月27日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県Webシステム再構築及び運用保守業務委託 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13番地
三重県総務部広聴広報課 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和8年10月2日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県四日市市浜田町5-27 第3加藤ビル5F
株式会社フューチャーイン四日市営業所 所長 平田 雄一 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 137,980,000 円
契約金額 151,778,000 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 総合評価一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和8年8月7日 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
